

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約)

4 月分

| No. | 案件名称  | 物品種目        | 契約の相手方                   | 契約金額<br>(税込) | 契約日       | 根拠法令                            | <a href="#">随意契約理由(注1)</a><br><a href="#">(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|---|-------------|--------------------------|--------------|-----------|---------------------------------|--|-----|
| 1   | ハンディターミナル関係機器長期借入<br>(再リース) <sup>2</sup>    | 情報処理<br>用機器 | 大阪ガスファイナンス株式<br>会社       | 20,415,162   | 平成30年4月1日 | 地方公営企業法施行令<br>第21条の14<br>第1項第2号 | G 8  | -   |
| 2   | 膜ろ過設備(柴島浄水場)借入 再リース<br>( <sup>2</sup> )     | その他賃<br>貸   | メタウォーター株式会社              | 1,028,160    | 平成30年4月1日 | 地方公営企業法施行令<br>第21条の14<br>第1項第2号 | G 8  | -   |
| 3   | お客さまセンターシステム関係機器借入<br>(再リース)                | 情報処理<br>用機器 | 富士通リース株式会社               | 16,990,560   | 平成30年4月1日 | 地方公営企業法施行令<br>第21条の14<br>第1項第2号 | G 8  | -   |
| 4   | 平成30年度営繕積算システムソフトウェア<br>借入                  | 情報処理<br>用機器 | 一般財団法人建築コスト<br>管理システム研究所 | 963,360      | 平成30年4月1日 | 地方公営企業法施行令<br>第21条の14<br>第1項第2号 | G 3 0  | -   |
| 5   | 水道局情報通信ハイウェイ関係機器長期<br>借入(再リース) <sup>6</sup> | 情報処理<br>用機器 | 東京センチュリー株式会社             | 1,402,272    | 平成30年4月1日 | 地方公営企業法施行令<br>第21条の14<br>第1項第2号 | G 8  | -   |
|     |   |             |                          |              |           |                                 |  |     |
|     |   |             |                          |              |           |                                 |  |     |
|     |   |             |                          |              |           |                                 |  |     |
|     |   |             |                          |              |           |                                 |  |     |

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ハンディターミナル関係機器長期借入（再リース）2

### 2 契約の相手方

大阪ガスファイナンス株式会社

### 3 随意契約理由

本案件は、点検業務（水道料金等の算定に必要な水道メータ検針及び水道使用量等のお知らせの発行等）及び未納整理業務（水道料金等の回収業務等）で使用するハンディターミナル機器を借入するものです。

本借入機器は、平成 30 年 2 月末でリース期間が終了するため、一般競争入札による新規契約を行う必要があり、発注事務を進めていましたが、平成 29 年 3 月に契約管財局より仕様書記載の機器保守の項目が印紙税の課税対象となるおそれがあるとの指摘を受けたことから、関係部署へ確認作業を行い、平成 29 年 6 月に課税対象とはならないとの回答を得ました。

その結果、当初想定より発注事務が 3 か月遅延したため、今後の調達事務スケジュールを考慮すると、平成 30 年 3 月からの借入開始に間に合わなくなり、平成 30 年度まで借入開始時期を延期せざるを得なくなりました。

本案件は、平成 29 年 7 月から、情報セキュリティ監査や大阪市水道局情報セキュリティ対策基準の改定に伴うセキュリティ機能の強化を考慮した仕様書の内容の精査等に 3 か月を要しましたが、これに加えて契約管財局との事前調整から入札実施、契約締結までに約 6 か月、さらに機器及びシステム開発入札期間、システム開発、環境設定、各種動作テスト等の完了までに約 11 か月かかることから、各種動作テスト完了は平成 31 年 2 月末となります。

現借入契約の借入期間が平成 30 年 2 月 28 日までとなっておりますが、本借入機器は点検業務及び未納整理業務は、お客さまや市民生活に支障をきたすことなく事業の円滑な実施を確保することに必要不可欠な機器であることから、平成 30 年 3 月 1 日以降、新たな契約相手方が借入開始するまでの必要最小限の期間は、引き続き現借入業者に随意契約により再リースする必要があります。

よって、平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの再リースに引き続いて、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までの借入について、上記業者と特名随意契約を契約締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06 - 6616 - 5475）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

膜ろ過設備（柴島浄水場）借入 再リース（2）

## 2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

## 3 随意契約理由

本借入は、阪神水道企業団・大阪市水道局技術協力に関する連携協定（平成20年5月14日締結）に基づき行っている効率的な排水処理手法の調査研究の一つである。排水原水の水質改善を目的として、生物処理と膜ろ過処理を組み合わせたシステムの導入可能性を検証するため、柴島浄水場の排水処理設備近傍に実験設備を構築し、ケーシング型膜ろ過設備を借入するものです。

当初計画では、排水原水も浄水原水と同様に溶解性マンガン及びアンモニア態窒素濃度は冬場に高値を示すと想定していたため、平成29年7月1日から平成30年3月15日まで当該設備をリースし、まず膜ろ過の目詰まり対策の検討と膜ろ過への負荷を低減させる前処理の検討を、当該設備を用いながら5ヶ月実験する予定でした。また並行して、前述の実験結果から得られた最適処理フローに対して、低水温期で生物の動きが鈍くなり膜ろ過への負荷が高くなる平成29年11月から4.5ヶ月間連続運転を実施し、本システムの設備能力や規模等の設計諸元を決定していく予定でした。

しかしながら、実験を進めていく中で排水原水の水質が浄水原水と比べて、溶解性マンガン及びアンモニア態窒素濃度が浄水原水の約100倍である等非常に悪いことが判明したため、膜ろ過の目詰まり対策の検討では、膜面へのマンガン等の付着が著しいとともに、前処理の検討においては、生物処理による水質の改善効果が、当初の想定よりも低い結果となりました。このため、膜ろ過の目詰まり対策は平成29年10月3日、前処理については平成29年12月6日に別の処理フローを実験する等再検討が必要と判断し、新しい膜ろ過の目詰まり対策の検討を平成29年10月12日、新しい前処理の検討を平成29年12月15日から開始した結果、平成29年11月から予定していた膜ろ過の連続運転も開始が遅れ、平成30年1月より連続運転を開始している状況です。

また、連続運転の実施期間については、当初、膜ろ過への負荷が高い時期である低水温期に、本システムの導入可能性の検証に最低限必要なデータを取得して評価する予定としていました。しかし、排水原水に関する水質データを蓄積する中で、排水処理の濃縮槽の運用の影響により排水原水水質の日変動が大きく、浄水原水と異なり冬場に高値を示すとは限らないことが判明しました。本システムの設備能力や規模等の設計諸元の決定にあたっては、排水原水の水質悪化時にも安定した処理が可能な運転条件の導出が必要不可欠であります。膜ろ過への負荷が高い時期が特定できないことから最低限のデータとして通年（平成30年1月から12月まで）の連続運転データの取得が必要となりました。

これにより、本借入の終了後にも当該設備の借入が必要となりますが、ケーシング型セラミック膜を製造していることが確認できる3社にヒアリングで確認したところ、同じケーシング型セラミック膜であっても、各社独自の技術やノウハウに基づき製造を行っており、洗浄機構が異なるとの回答を得ました。よって、水処理性や膜の目詰まり状況等に違いが生じることにより、実験条件が変わってしまうことから、再入札により当該設備が変更となれば、これまで取得してきた知見やデータを活用することができなくなってしまうこととなり、本システムに関する導入可能性の検証ができなくなるため、現在使用しているケーシング型セラミック膜ろ過設備を引き続き借入する必要があります。

以上の理由から、平成30年3月16日から平成30年3月31日までの再リースに引き続いて平成30年4月1日から平成30年12月15日までの借入について、上記業者と特名随意契約を契約締結します。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

お客さまセンターシステム関係機器借入（再リース）

### 2 契約の相手方

富士通リース株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付け各事業所と情報共有し、対応するためのお客さまセンターシステムを構成するお客さまセンターシステム関係機器（以下「本機器」という。）について、再リースを行うものです。

本借入機器は、平成 30 年 3 月末でリース期間が終了するため、機器借り換えを行う必要がありますが、サーバ室内のラックからの旧サーバ機器の撤去や新サーバと新ラックの設置、オペレータールーム内の端末機など関係機器の入れ替え、機器の接続、動作確認等の作業には非営業日で連続した 2 日間が必要となります。しかしながら、お客さまセンターの営業日は通常月曜日から土曜日ですが、3 月及び 4 月（以下、「繁忙期」という。）は日曜祝日も営業しているため、これらの作業は繁忙期を避けて行う必要があります。

また、入れ替えにあたり、新機器類への準備作業として、借入機器の設置・配線の引き直しの他、仮想基盤サーバ・ストレージを含めた業務系システム、データベース・アプリケーション、CTI サーバ・IP 電話機を含む音声系システム等の構築及び設定、端末・プリンタ全台への設定を予定しており、その期間として 2 か月程度必要ですが、その作業場所である研修ルーム兼会議室は、繁忙期にはオペレータが受電業務を行うスペースとして利用するため、繁忙期には作業場所を確保できない状況であることから準備作業の着手は繁忙期後の 5 月からとなり、その作業完了は 6 月末となります。

このようなことから、旧機器から新機器への切り替えは、必要最低限の期間として準備期間に 2 ヶ月を要し、その後非営業日で連続した 2 日間の日程が確保できる 7 月とならざるを得ません。

現借入契約の契約期間が平成 30 年 3 月末までとなっておりますが、本機器はお客さまセンターの運営にあたってとぎれさせることのできない必要不可欠な機器であることから、平成 30 年 4 月 1 日以降、新たな契約相手方と契約を締結し借入開始するまでの期間について、引き続き借入する必要があります。

よって、平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの借入について、上記業者と特名随意契約を契約締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）  
（電話番号 06 - 6458 - 6002）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 30 年度営繕積算システムソフトウェア借入

### 2 契約の相手方

一般財団法人建築コスト管理システム研究所

### 3 随意契約理由

本案件は、施設課・施設保全センター・各浄水場の営繕積算業務で使用する「営繕積算システムソフトウェア R I B C 2」(以下「R I B C 2」という)の借入を行うものです。

R I B C 2 は、国土交通省・各都道府県及び大阪市ほか政令指定都市で構成される「営繕積算システム等開発利用協議会」の公共建築工事発注における営繕積算業務合理化・省力化の意向を受け、上記業者が開発したものであり、公共建築工事の特性が十分反映されたものとなっています。

さらに大阪市の営繕業務の労務単価等積算基準の取りまとめを行っている都市整備局が既に R I B C 2 を採用しており、同局から毎年送付される単価改訂のデータを R I B C 2 形式で直接取り込めるなど業務効率の向上が期待できることから、当局においても平成 27 年度から R I B C 2 を一部導入し、技術監理担当の係長及び係員を対象として、上記業者主催の無料操作研修を受講させたところです。

また、平成 30 年度に R I B C 2 を本格導入し、操作対象者を拡大することとしたことから、今年度は当局で別途構築した工事等積算システム(共通費を積算するシステム)との連携機能等の検証や操作対象者へ機器操作研修を実施してきました。

なお、他に同様のシステムは存在せず、R I B C 2 を取り扱える業者は開発元である上記業者しかありません。よって上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

水道局 工務部 施設課(電話番号 06 - 6616 - 5540)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

水道局情報通信ハイウェイ関係機器長期借入（再リース）6

## 2 契約の相手方

東京センチュリー株式会社

## 3 随意契約理由

本借入は、水道局各拠点に設置する庁内情報ネットワークシステムをはじめとする複数のシステム及びIP電話での通信をするために必要なネットワーク機器を借り入れるものです。

本借入機器は、平成30年3月末で再リース期間が終了するため、平成30年4月から新規の借り入れを行う必要があります。

一方で、本借入機器と通信規格で密接に繋がりがあある情報システム統合基盤のサーバ等機器の借入契約が平成31年7月末で終了するにあたり、最新の情報技術を活用し、コスト削減、運用効率向上、事業継続、セキュリティ強化などを進めた構築を図ること、並びに構築後の統合基盤等が日々安定的に稼働し、当局にとって常に有効かつ安全なものであり続けるよう適切な状態を維持し、万が一の障害等に対する予防策及びその際の早期復旧を行うことを目的とした情報システム統合基盤の再構築にむけて、現在、総合評価落札方式による一般競争入札を実施しているところです。

今後、入札参加者が提案する技術的内容と入札価格により審査を行い、平成30年3月末に再構築事業者を決定しますが、情報システム統合基盤のサーバ等の機器仕様及び台数については、基本設計確定後の平成30年6月に決定する予定です。また、情報通信ハイウェイについても、基本設計で再構築の基本方針である「ネットワークの削減・簡素化」が可能と判断された場合は、情報システム統合基盤と情報通信ハイウェイの更新時期を合わせることで、情報通信ハイウェイの借入台数の削減が可能となることから、同じく平成30年6月に機器仕様及び台数を決定することとしています。

よって、情報システム統合基盤と更新時期を合わせる場合、現在借入している機器を平成31年7月末まで借り入れる必要がありますが、基本設計で「ネットワークの削減・簡素化」が不可能と判断され、更新時期を合わせる必要がない場合でも、平成30年7月以降、新たに借入する機器仕様書の確認作業に1カ月、調達事務に4カ月、機器調達、設計構築、テスト期間の準備期間に4カ月の合計9カ月間を要することから、最低限平成31年3月末までの間、随意契約による借入の継続が必要となります。

また、現在使用している機器は、動作上不具合も無く、十分に使用が可能な状態にあり、これを再利用することは、新たに機器を借り入れる場合と比較して、業者による機器の環境設定、接続、動作確認テスト等の作業に必要な経費及び停止時間が発生せず、情報通信ハイウェイの効率的な運用ができます。

よってこれらを実現できる唯一の業者である、上記業者と契約を締結します。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

水道局総務部ICT推進課（電話番号06-6616-5411）